

(特許法の一部改正)
第二条 特許法昭和三十四年法律第二百一十一号の一部を次のように改正する。

第六百五條の四第一項中、「第二條第四項」を、「第二條第六項」に改める。

第二百條の二第二項中、「三年」を、「五年」に、「又は三百萬元」を、「若しくは五百萬元」に、「処する」を、「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第二百一十條第一項第一号中、「第九十六條」の下に、「又は前條第一項」を加え、同項第二号中、「第九十八條又は前條第一項」を、「又は第九十八條」に改める。

(実用新案法の一部改正)
第三条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第六十條の二第一項中、「三年」を、「五年」に、「又は三百萬元」を、「若しくは五百萬元」に、「処する」を、「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第六十一條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号中、「又は前條第一項」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前條第一項 一億五千万円以下の罰金刑(意匠法の一部改正)

第四條 意匠法昭和三十四年法律第二百一十五号の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項第四号中、「第二條第四項」を、「第二條第六項」に改める。

第七十三條の二第二項中、「三年」を、「五年」に、「又は三百萬元」を、「若しくは五百萬元」に、「処する」を、「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第七十四條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号中、「又は前條第一項」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前條第一項 一億五千万円以下の罰金刑

(商標法の一部改正)
第五條 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二條第一項第一号中、「第二條第四項」を、「第二條第六項」に改める。

第八十一條の二第二項中、「三年」を、「五年」に、「又は三百萬元」を、「若しくは五百萬元」に、「処する」を、「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第八十二條第一項第一号中、「第七十八條」の下に、「又は前條第一項」を加え、同項第二号中、「第八十條又は前條第一項」を、「又は第八十條」に改める。

(著作権法の一部改正)
第六條 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十四條の六第一項中、「第二條第四項」を、「第二條第六項」に改める。

第二百二十二條の二中、「三年」を、「五年」に、「又は三百萬元」を、「若しくは五百萬元」に、「処する」を、「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の罪は、国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第二百二十三條第一項中、「前條」を、「前條第一項」に改める。

第二百二十四條第一項第一号中、「を除く。」の下に、「又は第二百二十二條の二第一項」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

(弁理士法の一部改正)
第七條 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第二号を次のように改める。

二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二條第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。)に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第一條に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号

において同じ。)であつて、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができる」と認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行うものについての代理

第四條第三項中、「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二條第一項第一号に規定する著作物をいう。」を削る。

第八條第三号中、「第十四條第一項第一号から第六号まで若しくは第七号(同法第十一條第一項に係る部分を除く。)」を、「第二十一條第一項第一号から第九号まで若しくは第十一号(同法第十八條第一項に係る部分を除く。若しくは第二項)に改める。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三條、第十三條及び第十四條の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第

号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)
第二條 第一條の規定による改正後の不正競争防止法第二條第一項第三号の規定は、この法律の施行後にした同号に掲げる行為について適用し、この法律の施行前にした第一條の規定による改正前の不正競争防止法第二條第一項第三号に掲げる行為については、なお従前の例による。

第三條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百二十六号)以下、「組織的犯罪処罰法」という。(第九條第一項から第三項まで、第十條及び第十一條の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一條の規定による改正前の不正競争防止法第十四條第一項第一号から第六号の二まで若しくは第七号(同法第十一條第一項に係る部分を除く。)、第二條の規定による改正前の特許法第二百條の二第一項、第三條の規定による改正前の実用新案法第六十條の二第一項、第四條の規定による改正前の意匠法第七十條の二第一項、第五條の規定による改正前の商標法第八十一條の二第一項、第六條の規定に

よる改正前の著作権法第二百一十二條の二又は附則第六條の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第六十六号)附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三條の規定による改正前の実用新案法(附則第六條において、「平成五年旧実用新案法」という。第六十條の二第一項に掲げる罪の犯罪行為が日本国外で行われたあつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪処罰法第二條第二項第一号の犯罪収益とみなす。

第四條 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の前日までの間の組織的犯罪処罰法第二條第二項第三号の規定の適用については、同号中、「第十一條第一項」とあるのは、「第十八條第一項」と、「第十四條第一項第七号」とあるのは、「第二十一條第一項第十一号」とする。

(政令への委任)
第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。(平成五年旧実用新案法の一部改正)

第六條 平成五年旧実用新案法の一部を次のように改正する。

第六十條の二第二項中、「三年」を、「五年」に、「又は三百萬元」を、「若しくは五百萬元」に、「処する」を、「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第六十一條第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中、「又は前條第一項」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前條第一項 一億五千万円以下の罰金刑